

本日の議論のふりかえり

【教育基本法】と【各大学の使命】を果たすために

参考:教育基本法第7条

- 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

- 大学がおかれている厳しい状況の中で、既存の組織縦割りを超えた俯瞰的な視野での思考が求められている。
- 大学という組織の構成員である、研究者・事務系職員・URAは「組織において、個人或いはチームとしてどのように立ち居ふるまい、判断し、行動するのか」を考えなければならない。
- その組織の制約がある中で、URAは専門性(実務経験+学術経験等)を活かして価値の創造していく必要がある。

よりよい研究環境の整備や社会の発展に寄与するために

- 大学間連携や行政やファンディング機関や企業等との可能性を模索することも重要である。